

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和8年3月24日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方 白井市在住の個人1人

2 事故の概要

令和8年3月3日午前9時30分頃、相手方が市道12-002号線を自動車で走行中、富士299番4地先を通過した際に舗装の一部が剥がれて跳ね上がり、車両の一部が損傷したものの。

3 損害賠償の額 金116,380円

4 和解の条件

市の過失割合を10割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として、金116,380円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。